

議案第 1 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成 2 7 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 川崎市福祉サービス第三者評価事業推進委員会の項を削り、同表川崎市建設緑政局民間活用事業者選定評価委員会の項の次に次の 1 項を加える。

川崎市公園 緑地等整備 計画推進委 員会	公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	6 人 以内	学識経験者	2 年
-------------------------------	---	-----------	-------	-----

別表第 1 川崎市等々力緑地再編整備計画推進委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

公園緑地等整備計画推進委員会を設置し、並びに福祉サービス第三者評価事業推進委員会及び等々力緑地再編整備計画推進委員会を廃止するため、この条例を制定するものである。